

(契 約 No.)

收入

印 紙
(200 円)

一般用電気工作物の保守管理業務委託契約書

(以下「甲」という。)と長野県電気工事業工業組合(以下「乙」という。)とは、乙の「保守管理業務規程」第5条の規定に基づき甲の所有又は占有にかかわる一般用電気工作物の保守管理業務に関し、次のとおり契約します。

[契約の締結]

第1条 甲は、次に掲げる甲の所有又は占有する一般用電気工作物の維持及び運用に関する保守管理業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託します。

氏 名						
住 所		〒			電話	
電気工作物の設置場所						
電 力 の 会 契 社 約	契 約 種 別	需要者番号	契 約 者 名 義	業 種	契 約 電 力	受 電 電 圧

〔業務の内容〕

第2条 業務の内容は次に掲げるものとします。

- イ. 一般用電気工作物の維持及び運用が適正に行われるよう指導又は助言を行うとともに、定期的に電気工作物の点検測定（以下「定期点検」という。）を行い、通商産業省令で定める電気設備に関する技術基準（以下「電技」という。）その他の法令に適合しない事項その他安全上支障があると認めるときは必要な応急措置を講じ又はとるべき処置につき指導勧告又は助言を行うものとします。
- ロ. 一般用電気工作物に事故が発生し、甲から通報があったときは、乙は直ちに応急措置を行い事故原因の探究に協力し、再発防止に必要な処置を行うものとします。
- ハ. 一般用電気工作物の設置又は変更の工事について、甲から相談を受けた時は、乙はその都度設計の相談に応ずるとともに工事を依頼された場合は、あらかじめ乙に登録された最寄りの電気工事業者に連絡して工事を施工させ竣工後点検測定（以下「竣工点検」という。）を行うものとします。
- ニ. 定期点検は、甲の協議の上日時を定め「電技」に基づき精密点検及び目視点検を行うものとします。
- ホ. 定期点検の結果一般用電気工作物を改修する必要がある場合乙は甲と協議の上乙に登録された最寄りの電気工事業者に連絡して速やかに改修させ、改修後再び点検測定（以下「再点検」という。）を行うものとします。
- ヘ. 一般用電気工作物の保安体制を補完するため、乙は、定期点検のほか甲と協議の上、臨時に点検測定（以下「臨時点検」という。）を行うものとします。
- ト. 甲から臨時に一般用電気工作物の工事について要請があったときは、乙は、あらかじめ乙に登録された最寄りの電気工事業者に連絡し、速やかに甲の要望に応ずるとともに工事の結果を点検するものとします。

【業務の実施】

第3条 乙が共同受託した業務は、別に定める保守管理業務運営規約（以下「運営規約」という。）により円滑な運営をはかるものとします。

2. 業務は、乙が選任した組員が実施するものとします。
3. 選任を受けた組員は、前条の業務を行う「保守技術員」を定め、乙に通知するものとします。
4. 乙は、業務を行う組員及び保守技術員の氏名等をあらかじめ、文書により甲に通知するものとします。
5. 乙は、保守技術員に身分証明書を交付するものとします。
6. 保守技術員が業務を実施する場合は、身分証明書を携帯し、甲の請求があった場合は提示することとします。

【保守技術員】

第4条 「保守技術員」は、組員又は組員の従業員であって次の条件を具備する者の中より選ぶものとします。

- イ. 電気工事士免状の交付を受けてから5年以上の実務経験を有する者
- ロ. 高圧電気工事技術者免状の交付を受けて2年以上の実務経験を有する者
- ハ. 電気工事士免状を有し、かつ、電気主任技術者免状を有する者

【点検測定】

第5条 「乙」が行う点検測定は、次により行うものとします。

1. 定期点検
 - a. 精密点検 年 1回
 - b. 目視点検 3ヶ月に 1回
 - ロ. 再点検
定期点検の結果必要とする場合 随時
 - ハ. 臨時点検
甲と協議の上 随時
2. 乙が行う点検項目及び点検要領は、別表1、点検調査記録は別表2によることにします。
 3. 乙は、点検結果を別表3の報告書により甲に通知するものとします。

【業務管理者】

第6条 乙は、組員の実施する業務を総括管理するため「管理者」をおくものとします。

2. 「管理者」は、常勤の理事又はこれに準ずる者であって技術的能力を有する者をあてるものとします。
3. 「管理者」は、業務の実施状況ならびに甲の要望等をつねに把握し必要な場合には、組員に業務の改善を指示します。

【担当組員】

第7条 乙は、業務に関する「担当組員」を定め、その者の氏名のほか執務時間内及び執務時間外（夜間、休日等を含む。）に緊急事態が発生した場合の連絡方法等についてあらかじめ甲に文書により通知するものとします。

2. 乙は、担当組員の不在の場合にそなえその代理者を定めておきます。

【委託者の協力】

第8条 甲は、次により業務の円滑な実施に協力することとします。

1. 甲は、乙又は組員が指示した事項又は協議決定した事項については、努めて協力し速やかに必要な措置を講ずるものとします。
- ロ. 甲は、電気設備の設置または変更等の工事予定がある場合は、あらかじめ乙に通知するものとします。
- ハ. 甲は、電気事故その他災害が発生した場合は、可及的速やかに乙に通知するものとします。
- ニ. 乙は、業務を行うため、必要な場合は、甲の同意をえて一般用電気工作物の設置場所に立ち入ることができるものとします。
- ホ. 甲は、組員が行う業務に立ち合うものとします。
- ヘ. 甲は、電気事業法の規定に基づく通商産業大臣の立入検査を受ける場合は、あらかじめ乙に連絡することとします。
- ト. 甲は、業種、代表者、又は所在地に変更があった場合は、速やかに乙に通知するものとします。

【実施日程等】

第9条 乙は、業務を平日に実施するものとし、原則としてあらかじめ実施予定日の10日前迄にその旨を甲に通知するものとします。

2. 甲は、乙の予定日を尊重しこれに協力するものとします。ただし、やむをえない理由により予定日の変更を必要とする場合は、甲・乙協議のうえ新たな日程を定め実施することとします。

【機密の保持】

第10条 乙は、組合員、組合の職員及び「保守技術員」が業務実施上知り得た甲の機密を他に洩してはならないこととします。

【記録の保存】

第11条 乙は、点検調査記録及び甲に指示した事項等の文書の写を5年間保存するものとします。

【保守管理料】

第12条 業務に対する保守管理料は、次のとおりとします。

イ. 第2条に定めるイ～ホの定例保守管理料 年額 円（消費税含む。）

ロ. イ以外の業務保守管理料については、甲と乙が協議して定めます。

【保守管理料の支払】

第13条 定例保守管理料は、契約締結時に年額を乙の指定する銀行預金口座に振込むものとします。

2. 定例保守管理料以外の手数料の支払方法については、甲・乙協議して定めるものとします。

3. 乙の都合により契約を解除する場合のほかすでに支払われた手数料は、返戻しないものとします。

【契約期間】

第14条 この契約の有効期間は、契約締結日から1年とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれかの一方から意義の申出がないときは、この契約は、更に1年自動的に延長されるものとします。

2. 自動延長後の取扱いについても同様とします。

【契約の変更】

第15条 甲が次に掲げる事項を変更しようとする場合は、契約期間内でも契約を変更することができるものとします。

イ. 契約最大電力

ロ. 受電電圧の種別

ハ. 甲の名称又は代表者

【契約の解除】

第16条 次の各号のいずれかの一に該当する場合は、この契約を解除することができるものとします。

イ. 甲又は乙のいずれかの一方が、この契約に定める義務の履行を怠った場合

ロ. 甲が正当な理由なく保守管理料の支払いを遅滞した場合

ハ. 甲が移転等特別の理由が発生した場合

2. 前項に該当する場合は、あらかじめ相手方に通知するものとします。

【契約の失効】

第17条 次の各号の一に該当する場合は、その時点以降この契約は、効力を失うものとします。

イ. 契約の対象である一般用電気工作物が廃止された場合

ロ. 契約の対象である一般用電気工作物が電気事業法第66条第2項に規定されている自家用電気工作物となったとき

【損害の賠償】

第18条 乙は、業務上の故意または過失により甲に損害を与えた場合は、損害賠償の責に應ずるものとします。

【損害賠償の免責】

第19条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、損害賠償の責を負わないものとします。

イ. 契約に基づき協議決定した事項もしくは、第5条第3項により通知した事項について、甲がその実施を怠り、これによって損害を生じたとき

ロ. 甲が法令又は契約に違反する事項を行いこれによって損害を生じたとき

ハ. その他乙の責めとならない事由により損害を生じたとき

【その他】

第20条 乙が契約期間中に「業務規定」を変更した場合は、遅滞なく甲に通知するものとします。

2. 契約が解除又は失効となった場合の保守管理料の取扱いについては、甲と乙が協議して定めるものとします。

3. 乙は、甲と契約を締結したときは、速やかに甲の氏名、契約期間等を電力会社及び指定調査期間に通知するものとします。

4. 甲が契約期間中電力会社又は指定調査機関が行う一般用電気工作物の定期調査を受けないこととした場

合は、乙はその旨を電力会社及び指定調査機関に通知するものとします。

5. この契約に記載されない事項については必要があるときは、甲・乙協議して定めるものとします。

6. 担当組合員及び緊急対応者並びに担当組合員不在の場合の代理者

担当組合員住所		電 話 ()
担当組合員商号		代 表 者
保 守 技 術 員	緊 急 連 絡 (夜 間 ・ 休 祭 日)	
氏 名	氏 名	
電 話	電 話	
担当者組合員不在の場合の代理者 支部長		電 話 ()

以上契約の証として、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自一通を保有するものとします。

平成 年 月 日

委 託 者

住 所

(甲) 氏 名

代表者名

㊟

受 託 者

住 所

(乙) 組 合 名

理事長名

㊟

保守技術員組織

① 組織

理事長→副理事長→事業委員長→事業委員→保守技術員

② 保守技術員の資格は次のとおりとする

イ、第二種電気工事士免状の交付を受けてから5年以上の実務経験を有する者

ロ、第一種電気工事士免状の交付を受けて2年以上の実務経験を有する者

ハ、第一種電気工事士免状又は認定電気工事従事者の資格を有しかつ、電気主任技術者免状を有する者